

平成24年9月第13回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成24年9月11日第13回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	鈴木高行
9 番	鈴木邦昭	10 番	渡邊健一
11 番	四宮規彦	12 番	高野進
13 番	熊澤勇	14 番	佐藤アヤ
15 番	島田金一	16 番	鞠子幸則
17 番	佐藤實	18 番	安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
企 画 財 政 課 復 興 管 理 専 門 官	山 中 松 樹	用 地 対 策 課 長	佐 々 木 人 見
税 務 課 長	佐 藤 邦 彦	町 民 生 活 課 長	鈴 木 邦 彦
福 祉 課 長	阿 部 清 茂	被 災 者 支 援 課 長	齋 藤 幸 夫
健 康 推 進 課 長	佐 々 木 利 久	農 林 水 産 課 長 農 業 委 員 会 事 務 局 長	東 常 太 郎
商 工 観 光 課 長 兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長 復 興 ま ち づ くり 課 長	酒 井 庄 市 高 橋 伸 幸	都 市 建 設 課 長 上 下 水 道 課 長	日 下 初 夫 作 間 行 雄
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 良 一	教 育 長	岩 城 敏 夫
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	鈴 木 久 子
監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	参 事 兼 庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビスでありますので暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、2番 高野孝一議員、3番 熊田芳子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問を継続いたします。通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

11番。四宮規彦議員、登壇。

〔11番 四宮規彦君 登壇〕

11番（四宮規彦君） 11番、四宮規彦です。

それでは、質問をいたします。

平成18年に教育基本法が改正されまして、教育の第一義の責任は保護者にあり、

自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることを目的としているという義務としての形が明記されておりました。要するに、昔から言われておりますしっかり抱いて、下におろして歩かせるという教育方針が改めて父母の努力目標としてうたわれたわけでございます。

ことしの小学校の夏休みの前に私が所要での帰り道、小さな道路を通ってきたのですが、ある家庭から小学校の先生の言葉が聞かれました。朗々とした大変立派なご意見を私は聞いたわけでございます。それは、お父さん、お母さんが毎日仕事に出かけておりますのは、あなた方に責任を負うためなのでございます。そして、あなたが学校に来ることは、お父さん、お母さんを安心させ、そしてあなたも責任を果たすことなんです。さらに、もしあなたが教室に入れないということであるならば、保健室の先生が優しくあなたを導いてくださるから、とりあえず保健室に来てお勉強をしていただけるようにお母さん方にお話をしておられました。そして最後に、登校することは国で決めた義務なんですよと、そういうこともきちっとおっしゃっておられました。私もたまたまそれを聞いて五、六分、そこに立っておったのですが、そういういろいろ難しい問題を家庭のお母様やお父様が抱えていらっしゃるのかなとそう思ったわけでございます。

その後、ちょっと調査をいたしましたらば、宮城県は全都道府県の中で、実は不登校という言葉は余り使いたくないんですが、その数が、ランキングと申しますか、余りいい言葉ではないんですが、20番よりも上であったということがわかったわけでございます。したがって、この亘理地区におきまして、週に1度、つまり月4日以上欠席する児童・生徒はそれぞれの地区でどのような数字になっているのかをお尋ねいたしたいと、このように考えておりますので、ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの質問は教育委員会部局に属しますので、教育長からご答弁を申し上げます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは四宮議員にお答え申し上げます。

月4日以上と、しかも24年1月から8月31日という期間でございますが、教育委員会といたしましても欠席日数は把握しているのですが、具体的に延べ人数という形できょうはお答え申し上げたいと思います。

24年の1月ということは23年度に入るわけですがけれども、7月までの授業日数を数えましたら123日間でございました。7月20日までです。あとは夏休みに入りましたので。その123日間の中での欠席状況を申し上げたいと思います。

亘理小学校では、延べ105人でございます。1日当たり、123で割りますと0.85人ぐらいになるかなと思います。荒浜小学校は延べ65人、1日当たり0.52人。吉田小学校が延べ17人です。0.13人。長瀨小学校は延べ7人、1日0.005人。それから、逢隈小学校は延べ71人でございます。0.57人。高屋小学校は延べ6人。1日当たり0.04と。

その欠席の理由でございますが、この調査を見ますとほとんど病欠、いわゆる風邪あるいは家事の都合、あるいは体調不良。一部、不登校ぎみの子供もいるということでございます。ちなみに、不登校ぎみの子供を申し上げますと、亘理小学校で2名います。それから、逢隈小学校も2名ほどいると。あとの小学校はおりません。

次に、中学校の全生徒の欠席状況を申し上げますと、亘理中学校では延べ183人、1日当たり1.48人でございます。荒浜中学校は延べ16人、1日当たり0.13人。吉田中学校では延べ32人、1日当たり0.26人、逢隈中学校では延べ43人、1日当たり0.34人。

この中学生の欠席の理由も風邪、家事都合、体調不良、あるいは中学校になると不登校あるいは不登校ぎみの子供と。ちなみに、不登校の数を申し上げますと、亘理中学校で18人、不登校あるいは不登校ぎみの子供がいます。別室登校しているのはそのうち10名ほどいます。それから、荒浜中学校が不登校ぎみが1名、吉田中学校3名。そのうち2人は白石のけやき教室に通っております。それから、逢隈中学校が1人と。この1人は白石のけやき教室に通っておるということでございます。

そういう状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） それぞれの地区では、今お話しになったような状況をよく私も理解したところでございます。今後、こういう状況を少しでも軽減できるように教育長としても最大限の努力を払っていただきたいと、そうすべきであると私は思っております。

それでは、2番目に入らせていただきます。

亙理中学校の式典におきまして、私は3度、すなわち学力の向上、つまり学歴よりも学力が大事なんです。学力を見につけるということに対しては向上心というものが非常に必要になってくるものであると。現代社会においては学歴よりも学力が重視されておるのです。こういうことを式典において私は3度拝聴いたしました。さらに、その折に、3掛ける5と、5掛ける3の意味は全く違うんですよという例を出してそのお話をされました。最後に、生徒さんにとってはその向上心がこれからの人との出会いと人生の栄養になるのですからと。この話を私は3度聞かせていただきました。我が意を得たりであります。一例として、小学校4年生のときの基礎学力、すなわち四則の計算、演算、その意味をある程度理解をしてもらわないと、5年、6年生の学校生活がある意味では無味乾燥という状況になると。私は常日ごろそういうふうにご考えておたわけでございます。

また、学校は集団で学ぶところであり、また集団からお互いに勉強以外のこと、集団のルール、思いやり、いたわり、けんかしながら仲直りしてお互いに個性の違う者がぶつかり合って、一言では言いあらわせないものが学校という集団で経験されるであろうと私はそう思っておるんです。ですから、中学1年生になったときに迷わないようにずっと中学の勉強に入ってこられるようにするためには、この基礎学力の低下というのは非常に妨げになると常日ごろ私はそういうふうにご考えておたわけでございます。

そういうことから、私は現実問題として第2番目の質問が、基礎学力が低下していると思われる中学1年生の割合、これはまだ中学生の勉強に入らない段階でございます。その割合が大体どれくらいの割合になっているものなのか。教育長先生の今までのご経験とキャリアと先生の物の考え方をここで披歴していただきたいと思っておるわけでございます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 2番目の回答をしたいと思います。中学1年生いわゆる中1ギャップという言葉が今教育界では騒がれていると伺いますか。いわゆる6年生から中学校1年生に入ったとき、やっぱり環境が変わるということで不登校とか問題行動に発展するというので、いかに小学校と中学校の接続をスムーズにするかと。そのために、今議員がおっしゃったとおり、やはり基礎学力がきちとなっていないとだめなのかなと思っておるわけでございます。中学1年の割合については、ち

よっと把握しておりませんが、毎年行われております全国学力状況調査、これについては、ご案内のとおり昨年は大震災がありまして文科省では全国的に中止としたわけですが、本年度はまた復活ということで4月17日、これは悉皆調査ではございません。割り当てられた学校、それから亘理町では割り当てにならなかった学校には全て希望して小・中学校10校参加しておりますが、この学力調査科目、小学校は国語と算数、それに理科、中学校は国語と数学、プラス理科がことし追加されました。それで、その結果がもう文科省のほうからデータは来ているのですが、今そのデータを県の教育委員会のほうに送っております。県のほうで県内の傾向を調べると、分析するというので、亘理町についてはまだ来ておりませんので、参加したのは小学校6年生と中学3年生でございますので、この中学1年の割合というのはなかなか把握できないということでございます。

ただ、平成22年度以前の学力状況調査等を分析しますと、やはり基礎的なあるいは基本的な知識が若干低下している学校もあるということも判明いたしましたので、教育委員会といたしましては、平成21年度から今年度まで宮城県の教育委員会で実施しております学力向上サポートプログラム事業、これは県の教育委員会の指定になります。それをすべての小・中学校10校指定を受けて最終年度を迎えているんですが、今年度は亘理小、吉田小、長瀬小、中学校は亘理中ということでこの4校です。ほかの学校はもう既に終わっているわけですが、県の教育委員会から特別に指導主事を派遣していただきまして、学力向上に向けた学校課題の調査分析あるいは改善策の提言、指導方法の改善への適切な指導助言をいただいていると。今、4校とも本気になってやっております。各学校ごとに合った学力向上に向けた学習内容とかあるいは指導方法等を検討し、具体的に授業力向上などの授業改善を行っているという状況でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） ただいま教育長からいろいろお話を承りましたのですが、中学生の一番最初の時期に自覚を促すという意味の取り組みも今後なすようでございますが、中学生ともなれば勉強という言葉の意味をしっかりと伝え、導いていろいろな問題に対処していくということが教育界では大事ではなかろうかと思っております。ちなみに、「勉強」というこの漢字2文字は、強い心で努め励むことと漢文には記されておりますので、非常に大事な言葉ではないかなと、このように私は思っている

ところでございます。

それでは、第3番目に入らせていただきます。

教育基本法の第13条には、教育には学校、家庭、地域の連携と協力の必要性がうたわれております。また、平成16年の地方教育行政法の改正に伴って地域運営学校、いわゆるCS、学校運営協議会制度等々もうたわれております。これは、とりもなおさず子供の問題が多様化し、そして複雑化し、学校だけでは対応するのには限界があるということが根底にあるものと私は思っております。教育委員会は、行政あるいは教育現場で何か問題が生じますと、調査、弁明、謝罪をする姿のみがつい最近ではクローズアップされ、やがては人のうわさも七十五日、社会情勢と新たな社会問題の発生によってこの教育問題の大事な問題が忘れ去られてしまう、こういうことが今日まで繰り返されてきておったと私は認識しております。したがって、教育委員会の役割、教育行政をより一層町民の皆様に理解をしていただく必要があるものを私は思っております。教育長先生の長年のご経験と幅広い知見をもって教育委員会の役割と教育行政のあり方というものを、実は第3番目の質問の主眼としているところでございます。

過去5年という期間にとらわれず、児童・生徒に直接かかわる問題、あるいはそのほか審議事項の数と審議回数等を中心にお話をいただければと思っております。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、教育委員会の審議事項と内容等についてお答え申し上げます。

今、議員がおっしゃったように、今は学校だけではなかなか学校運営、経営、難しいと。いわゆる保護者はもちろんですけれども、地域住民のご協力、ご支援がなければ教育活動がなかなかうまくできないのが現実であります。そういうことで、今から十数年前に学校評議員制度というのが全国のどの小・中学校にも設置されております。町内におきましても、学校評議員会というのがございまして年二、三回開いて、地域住民の方あるいは保護者の方、そのご意見を聞きながら校長が学校経営のいろいろ今後の助言あるいは支援をいただいております。それに基づいて経営をやっているわけでございます。

それでは、教育委員会の定例会及び臨時会を合わせた開催回数を申し上げたいと思います。

平成19年度には16回開いております。平成20年度で17回、平成21年度で16回、平成22年度で15回、平成23年度で15回となっております。

この教育委員会開催の中での児童・生徒にかかわる内容といたしまして、教育長の報告の中では平成19年度で4件、20年度で6件、21年度で10件、平成22年度で13件、平成23年度で11件となっております。

また、協議会というのがございます。教育委員会協議会の中では、平成19年度ではゼロ件でございましたが、20年度で1件、21年度で3件、22年度で4件、23年度で6件となっております。その内容につきましては、主に児童・生徒の学力、それから体力の向上の課題、それから交通事故あるいは水難事故防止上の課題、あるいは風邪、食中毒、熱中症等の健康管理の課題、不登校や非行及びいじめを含めた問題行動に関する生徒指導上の課題等になっております。震災後は、津波被害3校の学校再校問題、それと被災した子供たちへの心のケアに関係したものが多く協議会の中で話し合われているということがございます。以上です。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） ただいま教育長からいろいろ詳細なご報告を受けました。私としては、教育委員会と消防署は静かな方がよいと、このように常日ごろ考えているところでございます。しかし、その重責は大なるものであるのだと、こういうふうに認識しておるところでございます。以上で終わります。

議長（安細隆之君） これをもって四宮規彦議員の質問を終結いたします。

次に、17番。佐藤 實議員、登壇。

〔17番 佐藤 實君 登壇〕

17番（佐藤 實君） 17番、佐藤 實でございます。

私は、住民の安全を守るための交通事故防止についてと教育環境づくりについての2問質問をいたします。

まず1問目、災害復旧・復興のための工事車両が町内を往来している。事故防止に配慮して通行していると思われるが、交通弱者が事故に遭わないようにしなくてはなりません。町内を走る工事車両は、町内外を問わず、国土交通省、農林水産省、県、町の発注工事に従事している車両のため統制がとれないと思われるが、住民の安全・安心を守るために町当局の考えと対策について質問いたします。

（1）番目として、交差点や十字路の事故防止と安全対策はどのようにしておる

のか。以上、お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 佐藤 實議員にお答えをいたします。

ただいま佐藤議員から4点のご質問があるわけでございますけれども、1点の質問でございますけれども、関連がございますので第1点目の交差点、十字路事故防止と安全対策、そして請負業者に対する安全運転管理者、さらには大型車両運転者指導、そして渋滞緩和対策について関連があるということで一括で答弁をさせていただきます。

ただいま佐藤議員からのお話のとおり、昨年の東日本大震災から被災された防潮堤あるいは堤防等の復旧工事のために、特に荒浜地区及び吉田東部地区におきましては、国・県・町の発注により各種の復旧・復興事業が行われており、これらの各復旧事業はやはり短期間で完成を図るため複数の工区に分けて発注しておるということでございます。すなわち、防潮堤そのものについては何キロもあるわけでございますけれども、それを分割してできるだけ工期を短くし、早く堤防等の工事、防潮堤の工事をやるということで分割して発注しているというのが事実でございます。また、各請負業者側も工期を守るというのは原則でございます。それぞれの施工計画によってやはりダンプやトラック等の大型運搬車両を運行しております。本日に1日何十台、何百台という台数が入っているわけでございます。特に、吉田東部地区におきましては、災害廃棄物処理事業を初め海岸堤防復旧事業、それと同時に農地の復旧事業、さらにはいちご団地の造成事業などが行われており、それらの受注業者はそれぞれ大型ダンプあるいはトラック等で、先ほど申し上げたとおり1日何十台あるいは何百台という台数で瓦れきあるいは土砂等の運搬を行っておるわけでございます。

これらの車両が安全かつ円滑に運行するため、車両が集中し相互乗り入れする現場及びその周辺地域における運行ルールづくり、また各発注者・業者間での運行ルートや台数など情報の共有化、そのほかに運行上の問題が発生した場合の協議のため、瓦れき置場やその周辺道路を運行する事業の発注者と各業者とが一同に会し、交通安全に関する会議を毎週火曜日に開催しておるところでございます。

この会議においては、各業者からの運行情報の提供、現場内外の一方通行の設定、そして交通誘導員の配置の確認、さらには運搬経路前線における交通法規遵守の確

認などを行っており、関係機関と受注者各位の創意工夫によって、多数の工事車両が行き交う地域における運行の統制を図るとともに、交通安全の徹底を図っておるところでございます。

これについては、特に国土交通省、農水省、さらには水産庁、そして町、関係団体と調整をしながら、業者についても運行について安全の確保を図っていただくよう要請もし、お願いもしておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 当局側から質問については4点あるが一括で答えるということで当局から言われておりましたが、あえて私、1問だけ出したのは、その内容については請負業者に対する安全運行管理と大型車両運転指導はどのようにと、渋滞緩和はどのようにしておるのかということをあわせて質問の内容でございます。その点については一括してお答えをいただきました。

その中で、いろいろ今町長が述べられたように、中身についてはかなり工事期間を短縮するためと。我々も常日ごろ、工事を早く復旧・復興させてほしいとお願いをしている中で、それを足を引っ張るようなことはしたくありません。ですから、車の往来、これは町の道路を通るので、県の道路でもどこでもいいです。道路を通るときのマナーとそういう運転手のモラルに対して十二分に注意していただくと。最初に私、質問で述べましたように、交通弱者、これはいわゆる年寄りとかあるいは年少の小さい子供たち、中には体の弱い人も通行しているわけでございます。あおりで倒れる可能性もあります。

結局、あの大型ダンプというのはどのような大きさがあるかと、私も一応、きのうこの質問に対しては調べるといっても、ダンプの長さ、最低でも8メートルあります。それに車間距離を合わせると1台あたり約11メートル内外の距離を要するわけでございます。それが7台、8台、きのう一番長いので8台並んで道路を走っておりました。そうしますと、約10メートルにしましても70メートルぐらいはそのダンプで通行道路を塞いでいると。そういう観点から、これはやむを得ないとしましても、そういうマナーを守っていれば、要するにいろいろな面で我々もそれに協力をしなければならないと。町の人たちも今、一生懸命復興しているんだ、復旧しているんだからしょうがないと観念をしております。しかし、この前、私、4日前、やっぱり運転する人はそういう若い人とか機敏な方だけが運転しているわけではご

ざいませぬ。ある程度年配の方、我々も年配のほうに入りますけれども、その方々が結局、交差点などをスタートする前、ゆっくりとスロースローと走っていきます。それを大型ダンプが後ろからあおるようにクラクションを鳴らして、そして急いで行けというような感じだと思いますけれども、たまたまそこは横から出てくる丁字路でもあったので、そこから出る車が待っていたのでそれを通そうかなということでその乗用車は待っていてくれたんだと思いますけれども、それを知ってか知らずか後ろの工事ダンプがクラクションであおったと。そういうのも間に見ております。ですから、そういうルールを基本的に守っていただきたいと。そういう観点から質問したわけでございます。

この9月21日からは交通安全運動週間が始まります。そういうふうになったときに、皆一生懸命、交通事故防止のために路上に立って、あるいは街頭で啓蒙運動をしておりますので、そういう点でダンプだけに限らずいろいろな面でその点を注意していただきたいと。工事に影響するような注意とか道路を通るなどか規制をかけるのではなくて、そういう面で何か方策がないのかと思って質問しているわけでございます。その点についていかがなものでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま議員から言われたとおり、本当に特に塩釜亘理線の運行ダンプが多いようでございます。私もたまに行ってみておりますけれども、やはり5台、10台が連結して運行しているのも事実でございます。しかし、警察当局のほうでも交差点等についての事故がないようにということで指導員も配置しておるわけでございます。そういう中で、工事業者そのものについても国・県から発注あるいは町から発注された業者の方々も十分発注者から注意を受けております。万が一、ダンプによる交通事故が発生いたしますと発注元から工事請負の解除ということに厳しくなろうということで、やはり業者におきまして絶対事故を起こさない。そうしませんと、事故を起こすことによって工事が解除されると、要するに発注元から中止されるということで、それらも考えながら徹底を図っておると思っております。

私も何回となく見ておりますけれども、交差点においてたまたま佐藤議員がそういう事態に遭遇したわけでございますけれども、交差点あたりでは逆に一般の通行量を優先して早目に交差点で停止するというのを私も何回も見ております。今後と

も各機関とも連携をとりながら、やはり交通事故のない、そして工事の早期完成を目指して努力をしていただくよう関係機関とも調整をし、工事業者に対しても指示徹底を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） この工事車両については今後、ただ、今、私は注意点だけを申し上げましたけれども、全部が全部そういうわけではございませんので、その点、誤解を招くと大変なことになりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

そしてまた、中にはこういうダンプもあります。道路の道幅が県道ですとダンプが右折する車を追い越す場合、追い越しできないんです。結局、ダンプが広いから。それを相手方から来た、対向車線から来たダンプがパッシングして早く通りなさいと。そういう通してくれるダンプもあります。ですから、悪いダンプだけがいるわけではないので、たまたま私が見たのがそういうダンプだったということでありますから、そういうことも、工事車両の中でもそういう方々もいるし、また中にはちょっと荒っぽい運転をする方もあったと。そういうことで解釈をしていただければと思います。

なお、今までは瓦れきとかそういう工事車両でございましたが、今後は農政関係のいちご団地とかそういうダンプが聞くところによると何百台足りないという話を聞き及んでおります。その点については、今後ふえたらばどのようになるのか、その点だけでもう一度お伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） いちご団地については、ご案内のとおり先日の議会でも承認をいただいたところでございます。さらには、今後は集団移転の造成事業も入ることとございますけれども、この亘理町の災害防止協会では、これらについても十分対応できるということで考えておるようでございます。きょうも災害防止協会の13業者が私のところに9時に来まして、この交通安全の問題、そして定期的に報告事項ということで、工事の内容そして進捗状況、それらについてきょう9時から参集されました。その際にも、やはり交通安全、事故を起こすと今後の工事にも影響するということ、さらには運搬、経路の問題等についても各事業によって通行する場所が違うということで、その整合性も図りながら今後対応していきたいと。しかし、ダンプそのものについては何らかの形でこれからの町で発注する事業については十

分取り組みたいというお話も聞いておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） いろいろ台数がふえる、そしてまたより以上に交通量がふえてくると。そういう点も視野に入れながら今後の交通安全に対しての指導を徹底していただきたいと思います。車両が運行するには運行管理者を各会社が持っているはずでございますから、そういう方々がかなり頭を痛めながらも一生懸命事故防止に進んでくれるものを思います。なお、先ほど答弁の中に交通誘導者も置いてとおっしゃっていますけれども、交通誘導者においても工事場所の誘導者は、結構それなりに経験豊富な、道路上ですから講習を受けたりして立っているものと思いますけれども、被災地からよく道路に出るときの誘導者が若干、我が地区ではございませんけれども、隣町、両隣の誘導者の件ですから、そういうのもちょっと見てきたものですから、そういう点でうちのほうの現場においてはそういう指導をさらにお願いをし、次の質問に移ります。

2問目として教育環境づくり。被災を受けた学校、被災を受けなかった学校で間借りして勉強している子供の学校教育と学力の差は生じなかったか。教育環境が変わったことによる学力の影響はどのぐらいあったのか。また、これらについて対策をとっているのか。次の3点についてお伺いいたします。

（1）番として、本町における全国学力テストの結果はどうだったのかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 教育環境でございますので、教育長に答弁をさせます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、佐藤議員にお答え申し上げます。

毎年行われております全国学力状況調査ですけれども、先ほど四宮議員にもお話ししたとおり、昨年度は東日本大震災のために中止ということになったわけですが、本年度また復活ということで、去る4月17日に学力検査が行われました。調査科目は先ほども言いましたように国語と算数、数学、それに理科を今年度は追加して全国一斉に実施されたわけでございます。このデータの集計と分析はまだできておりません。現時点ではどの学校の結果もはっきりとした回答ができませんのでご了承をお願いしたいと思っています。

なお、8月8日に文科省で発表があったわけですが、概況です。東日本大震災で被災した岩手県、宮城県、福島県の3県につきましては、学力については前回の調査と大きな変化はなかったと。詳細なことについては、これから今、県教委のほうで調査・分析をしているということでございます。

なお、例年の集計・分析の流れを申し上げますと、10月ごろまでに宮城県の教育委員会で学力調査実施学校の集計をいたしまして、各市町村にその結果が配付されることになっております。それを受けまして、当教育委員会といたしましては、学校ごとのデータを各学校に配付いたしまして、学校独自で自校分の分析をしまして、そのデータ結果を各学校の担当者が、担当者というは研究主任という、校務分掌の研究主任が主に担当者になるわけですが、担当者が持ち寄って町内全ての学校の全体的な分析をしまして内容を取りまとめて、教育委員会に提出していただくことになっていると。大体1月ごろに例年提出されるということでございます。

なお、各学校では子供一人一人の個人の結果を保護者に渡します。そして、学力あるいは生活の様子、基本的な生活習慣、そういうことで家庭教育等に参考にしてもらうということで、各学校では小学校も中学校も個人面談というのをやっておりますので、保護者と1対1で担任がその子供の様子についてお話し合いをするということで、その際お渡しするということになっております。学校といたしましては、分析した結果に基づきましていろいろな課題が明確になってきますので、その課題解決のために、言うならば指導法の改善なのでございます。指導法の改善に活用してもらっているわけでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 学力テストの結果というのは、まだ出ていないということでございますので、これ以上の質問は控えさせていただきますけれども、しかし今のところ宮城、岩手、福島、各県においては全体的には差異がなかったと。いつも毎年というか去年もことしも全国的に言うと秋田が上位クラスということでもありますので、東北だから一応低いとか高いとかという問題ではなくて、やっぱりそういう学力的な差異が生じてこない、今回は私、質問するにおいて差異ができるというのはいろいろ、次の質問にも書いてありますけれど、そういう時点で震災を受けた結果がどのぐらい生じたのかということを観点に質問いたしたわけで、別に学力のテストが上、下、そういうことを意味することなく、やっぱり学校教育において健全な学校

教育をやっていれば、不登校あるいはそういう学校問題に絡む事件は減少するのかなと思っておりますので、そういう点に留意しながらいろいろとまとめていただきたいと思います。

(2) 番目に、今さっき答えたのと同じようになるのかなと思いますけれども、これは教育長、質問していいですか。(「結構です」の声あり)何か、答えていただいたような感じがするので。

では、(2) 番目の震災前と比べて学力における差異はあるのか。学校ごとではどうかということでお尋ねいたします。

議長(安細隆之君) 教育長。

教育長(岩城敏夫君) それでは、学力における差異はあるかということですが、現在のところ、先ほどもお話し申し上げましたとおり、結果が出ていないということもございますが、はっきりとした回答ができないというのは非常に心苦しいわけでございます。

ただ、津波被害によりまして他の学校で授業を受けている3校があるわけですが、その学校長あるいは教頭の話をお聞きすると、やや落ちているのではないかという心配の声はあるんです。そういう声もございますが、しかし学力を保障してやろうということで、仮設住宅におけますNPOの団体による学習支援、公共ゾーンでやっているわけですが、あるいは宮前のところでも集会所でも保護者を中心にやっていただいております。それから、各大学のボランティア学生の学習指導も夏休み等受けたわけでございます。そういうこともありまして、そういう刺激を受けて反対に学力の向上につながったという生徒も見られるという報告も受けているところでございます。以上です。

議長(安細隆之君) 佐藤 実議員。

17番(佐藤 実君) この件に関しては、我々も公共ゾーンでボランティア活動、そして大学生の支援グループが中学校生徒、あるいは小学校はないようではございますけれども、公共ゾーンの集会所を活用しながらそういう指導を行っているというのは聞き及んでおります。そういうふうに各地域、各団体から支援をいただいているということは、やっぱり学力向上に対して、そして集団生活の中でのそういう段階的な指導があればなおかつ子供同士のコミュニケーションもとれるのかなと思いますので、この点いろいろと今後とも進めていっていただきたいと思います。

続いて、（３）番目に移ります。

校舎の被災により間借りしていることの影響はあったのかどうかお尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、間借りしていることでの影響ということでございますが、各学校の校舎というものは、児童・生徒の人数等によりまして教室の数が決まってしまうと。これは文科省の規定があるわけでございます。そういう中で、その学校にもう１校の児童・生徒を入れるというのは、通常はまず考えられないということなんです。幸いにも当町の津波被災学校の児童・生徒を受けている学校、いわゆる逢隈小学校、逢隈中学校、吉田中学校には空き教室がございました。やはり、年々少子化によりまして児童・生徒数が減ってきているということで、空き教室あるいは空き部屋があったということで、現在のように１つの学校に２つの学校分の児童・生徒が入っていると。そして、その中で教育活動を展開しているということでございます。

しかし、やはり学習環境面あるいは学校生活の環境面としましては、決して望ましい状況ではないと私も認識しております。そういう厳しい教育環境の中でも、先生方が一人一人一生懸命頑張っているということで、いつも先生方に感謝をしているわけでございます。そういう状況でございますので、一刻も早い被災学校の復旧・復興が必要だということで、教育委員会といたしましては今現在、鋭意努力しているところでございます。

それから、児童・生徒の心のケア、沿岸部だけではなく内陸部の子供もあの恐ろしい震度、地震を経験しておるわけですので、各学校にスクールカウンセラーを派遣しております。特に、被災した小学校、長瀬小学校と荒浜小学校には特別にことしもスクールカウンセラーを１人配置していただいております。来年度もこれを継続していきたいと考えているわけでございます。そういうことで、心のケアを子供たちに十分図っていきたいと思っているところでございます。

さらには、先ほど申し上げましたとおり、学習面の補強といたしまして、仮設住宅においてNPO団体による学習支援、それからことしの夏休み期間中に宮城教育大、それから宇都宮大学の学生が逢隈小学校に当たってきまして学習支援あるいは子供と遊ぶというか、そういう支援もしていただいております。さらには、東京大

学の学生ボランティアが吉田中学校に来まして、生徒に学習支援を行ったと。やはり、吉中の生徒たちは東大生ということでかなり刺激を受けたという話を校長から報告を受けております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） いろいろと心のケアから始まって校舎の被災によって間借りしている子供たちが健やかに勉強をしていると。そして、そういう支援を受けているということでございますので、心のケアというのは大人でさえ今現在トラウマになっている現状で、子供たちがならないわけではないと私も思っております。現実、あの津波の状況を見た方々であれば、恐らくそういう心境の中で、顔には出さなくても心の中にはいつかはよみがえって嫌な思いをしなければならないと。場所によっては、そういう被災に遭ったものを全部撤去して残さないようにしたい、目に見えないところにしまいたいという状況下にあるところもあるようでございますが、それはそれで別問題であり、今後の学校教育に進めていっていただきたいと思っております。スクールカウンセラーも動員していろいろとやっていたらということでございます。

最後のほうになります。私、地元でございますので荒浜小学校の名前を出していいのか悪いのか、それはちょっとわかりませんが、一応、荒浜小学校を改築するとなっておりますので、来年2月末にはでき上がって、3月から今間借りしている逢隈小学校から移るということでございますが、そういうふうには英断を下して荒浜小学校を改築していただけるという形をとった町当局の力添えは、町住民にとって大変ありがたいと、そして今後そういう課題に邁進、進めていく気持ちで地元の人たちはいると思っております。ただ、問題は、いつも言うように何人戻ってくるから学校を開校するとか、何人戻ってこないから閉校すると、そういう問題ではなく、町当局が今回は何人に関係なく、そして学校の受け入れ体制を整えると、そういうふうにしていただいたから、そういう結果が出てきたのかなと思っております。そういうことを称賛しながら、今後ともまちづくり、そして復興に向けて進んでいただきたいと思って、質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって佐藤 實議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。休憩。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番。佐藤正司議員、登壇。

〔5番 佐藤正司君 登壇〕

5番（佐藤正司君） 5番の佐藤正司でございます。

私は、2問について町長のご見解をお伺いいたします。

まず、第1問目の再生可能エネルギーによる地域振興について。

東日本大震災による原発事故をきっかけに再生可能エネルギーの導入拡大に向けた動きが活発化しております。これまで発電コストが高く事業採算性が低いために導入が進みにくい状況にありましたが、今年7月に始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度により普及が一気に加速することが期待されておりますので、以下のことについてお伺いをいたします。

まず、第1点でございますが、固定価格買取制度のエネルギー分野は5種類の発電方法がございます。そこで、互理町に合った再生可能エネルギーについて御答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 佐藤正司議員にお答えいたします。

再生可能エネルギーは、エネルギー資源の少ない我が国においては新たなエネルギーとして注目されており、この普及・拡大がエネルギー自給率を高めるとともに、地球温暖化対策として、さらには新たな産業として期待されておるところであり、政府においては再生可能エネルギー導入・拡大を図るため「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」、ただいま議員がおっしゃったとおり平成24年7月1日から開始されたところであります。

この再生可能エネルギーの固定価格買取制度については、再生可能エネルギーによって発電される電気を電力会社が買い取り、買い取りに要する費用を「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気を使用している方、すなわち国民ということになるかと思えますけれども、この方々が負担する制度であります。

そうした中で、互理町に合った再生可能エネルギーについてのご質問についてで

ございますけれども、再生可能エネルギーの導入は、地理的条件あるいは気候的条件、そのほか資源の有無や供給能力などの条件にもよるところが大きいものと思っております。

本町においては、資源供給の面から考えた場合、供給能力などで制約のない太陽光と風力が現時点で有力ではなかろうかと思っております。

また、今の日本の再生可能エネルギーを見ると、太陽光発電と風力発電が圧倒的な量を占めると言われておることから、先ほど申し上げたとおり地理的条件、気候的条件、その他さまざまな条件において、多少の地域格差があるものの、我が国では全体的にこれら太陽光発電、風力発電に向いていると言えるのではないかと考えております。

特に、太陽光発電については、本町が太平洋沿岸で県内でも気候温暖で日照時間が期待できること、さらには一般家庭や公共施設において既に導入され普及している技術でもあり、住民の不安が少なく実績もあること、ほかの環境への影響が少ないことなどから、本町に合った再生可能エネルギーではないかと考えておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 今の亘理町に合ったエネルギーということで、私も太陽光発電、さらには風力発電が有力かなと思っているところでございます。

しかしながら、今注目されておりますのは中小規模水力という川、用水路、浄水場などの水の落差、それを利用して発電をつくるということでございます。このことについて、民間事業者の参入について今注目が集まっているところでございますので、この辺の考えも今後取り入れていけばいいのかなと思っております。その辺どうお考えでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 水力ということで、用水あるいは配水、それらの内容でございますけれども、現在土地改良区で阿武隈川から亘理耕土3,000ヘクタールの用地用水については、4月末から8月10日まで用水をしますけれども、これについては季節的限定、5カ月足らずの内容ということで、それと同時に用水の量の問題、毎日用水をくむこと、やはり耕作、稲作の状況によって用水をくみ上げるということで、必ずしも毎日でなく、やはり雨量によりましてこの用水機場が停止するということ

から考えますと、投資的効果といえますか、それらにも十分これから土地改良区、それらと検討しますけれども、なかなか現時点では難しいのかなと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 川といっても阿武隈川が常に流れております。その流れを利用するのも一つかなと考えているところでございます。水利権の問題とかいろいろな調整、発電コスト、そういう課題がありますけれども、今後その辺も先ほどの太陽光、さらには風力、そして水力等もその中に踏まえて考えるべきかなと思うところでございます。

それでは、次に2点目に入りたいと思います。

亘理町震災復興基本計画には、なりわいとにぎわいのまちづくり事業でクリーンエネルギー推進事業が掲げられております。事業概念は再生可能エネルギーやメガソーラーの誘致、再生期5年となっております。そこで、復興計画での再生可能エネルギー導入計画についてお伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 復興計画での再生可能エネルギーの導入計画については、昨年の12月に議会の同意をいただきました亘理町震災復興計画を策定いたしましたが、吉田東部地区に位置づけしている産業誘致再生ゾーンにつきましては、土地利用の観点からメガソーラーの誘致を図ることとしておりますが、現時点ではやはり農地転用、そして農振の除外といった課題があるということでございます。さらには、売電するための送電網の整備が必要であるということは、特別高圧線を新たに設置しなければならないということでございます。そういう中で、企業数社から進出意向があったものの、今のところ今言った農地の転用あるいは農振の除外、それと同時に売電をするための送電網の整備、それらがなかなかクリアできないということで、現在のところ前に進んでいないというのが現実でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 土地利用の問題、さらには農地転用の問題、それぞれ問題があっても今のところ進んでいないという状況でございますが、隣の山元町、さらには岩沼市におきましても、特に岩沼市の場合は日立製作所、丸紅、日本設計が出資をし、岩沼市沿岸部に宮城県最大となる大規模太陽光発電メガソーラー計画が動き出すということで7月27日河北新報に載ったところでございます。

ここは、仙台空港、さらには矢野目工業団地の東側にある下野郷農地54ヘクタール、地権者170人と契約締結を結び、賃借料を支払うということで進めておるところでございます。総事業費は100億円、14年度の事業開始を目指すということになっております。岩沼市さらには東松島市においても昨年12月に国の環境未来都市に指定をされておりまして、メガソーラー誘致を表明しております。岩沼市の政策企画課は、被災農家の収入確保と植物工場などを組み合わせれば新たな雇用確保につながるかと期待を寄せておるという記事が載っておりました。

また、山元町におきましても再生可能エネルギーを生かしたまちづくりを目指すということで、東北経済産業局が4月に選んだスマートコミュニティ導入促進事業の補助対象の一つとして今現在、太陽光パネルを設け、電力の地産地消を目指すということを進めております。

そういうこともありますので、いろいろとハードルが高いもの、先ほど申しました農地転用とかハードルがあろうかと思えますけれども、この法律等々によって県と、例えば岩沼の場合は国や県と調整に入っているということでございます。亘理町も前向きにその辺を検討されるべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今、隣の岩沼あるいは山元町の例を挙げておっしゃったわけでございますけれども、岩沼の地域については農振の白地であることで農用地の転用あるいは農振の除外が可能であるということと、先ほどの送電も、すなわち特別高圧が仙台空港等がございますので、その費用がかからないということでございます。

山元町についてははっきり聞いておりませんが、それを目指すということございまして、果たして山元町のあのエリアそのものについては白地かあるいは農振地域なのか、その辺も十分検討しなければならないと。今回の復興交付金あるいはいろいろの制度の中でも一番クリアするのが難しいのが農地の転用と農振の除外そのものではなかろうかということ。さらには、東北電力そのものについての送電線の工事については、やはり電力そのものについてはご案内のとおり売電ということで、キロ42円で買い上げするということから、みずからやるわけにいかないということ。その場合については、やはり市町村あるいは企業が張りついた中で送電線の工事等をしなければならないことで、なかなかこの地域、亘理町の吉田大畑浜地区については、ご案内のとおり農水省の事業でパイロット事業をしたということ

での農地であるということが、なかなかそれらについて法律が改正されておりますけれども、現時点ではこの農地転用と農振除外そのものについては難しいということで、国と県からの指示があるわけでございます。しかし、これからも努力を重ねてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 6月25日に、宮城県は太陽光や風力など自然エネルギー導入に向けた基本的な取り組み方針を示す宮城再生可能エネルギー導入推進指針を策定しております。内容につきましては、市町村や地元企業と連携し、大規模太陽光発電の建設促進、住宅用太陽光発電パネルの設置といったプロジェクトを進めるということで、推進期間については2015年までということになっております。

先ほどの第1問で質問をいたしました亙理町に合った再生可能エネルギーは太陽光ということでございますので、太陽電池などのクリーンエネルギー産業集積に強気に邁進すべきと考えておりますので、その辺の取り組みを今後強力に進めていただきたいと考えているところでございます。

町長、その辺いかがでしょうか。（「今、2問目の再質問」の声あり）では、2番目の再質問で再度というとおかしいんですけども、その辺の考えを再度お願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり今回の東日本大震災によって沿岸部が壊滅的な被害を受けたということで、県のほうではそのようにスマートシティとかいろいろな制度を導入しながらやるということでございますけれども、やはりその事業の内容によって、あるいは先ほど来申し上げておりますその地域によっては農用地である、それらの事業を解除するための手法などがなかなか省庁間で考えが違うということ、特に亙理の場合は、先ほど来申し上げたとおり、吉田大畑浜地区におきましては、40年ほど前にパイロット事業を展開した農振、農用地である。それと同時に、やはり電力の送電線網の配備の問題です。これらについても県に対しましても町のほうからもこの送電線の整備についてはぜひお願いしたいということでございますけれども、事業主であります東北電力では何十億という膨大な投資をしなければならない。さらには、その再生エネルギーであります太陽光をすることによって逆に今度は買わなくてはだめだと。それらをクリアするのがなかなか難しいということで、これら

については東北電力岩沼営業所長等にも何回となく行政活動を行っておりますけれども、企業が張りつけば企業のほうで送電線の整備をしていただきたいということで、企業といたしましてもなかなか送電線の整備については投資対効果を見ますと、なかなかクリアが難しいということでございますけれども、これらがクリアすれば農地転用と送電網の整備がクリアできれば、ぜひこの再生エネルギーということでの対応をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

なお、この吉田浜、大畑浜そのものについては、町民によるところのグリーンベルトプロジェクトということで、逢隈の働く婦人の家で5回ほど開催されまして大畑浜、吉田浜地区の今後の取り組みについていろいろと絵を描いていただいておりますのでございます。私、2回ほど参加をさせていただいておりますけれども、そういうプロジェクトの団体、約50名ほど、各団体層が集まりまして、5回ほど朝9時から夕方4時ころまでいろいろ亙理町のこの吉田東部地区についての整備内容について色づけをしているわけでございますけれども、これらの内容も踏まえながら今後の整備に向けた取り組みをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） それでは、次の3点目に入ります。

自然エネルギーの普及にとって、再生可能エネルギー固定価格買取法案が先ほど申したとおり7月から施行されて、環境づくりが整ったわけでございます。専門的に調査研究する導入に向けた強化プロジェクトの検討についてお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この件につきましては、宮城県では復興元年である今年度において、再生可能エネルギーを活用しながら現代社会や地域を取り巻く諸問題を解決し、かつ再生からさらなる発展へのつながる地域づくりを目指すため、県内の沿岸各市町と県が連携して、より具体的な検討を行う目的にみやぎスマートシティ連絡会議ということで設置をされておるところでございます。

会議のメンバーといたしましては、宮城県知事、そして県の環境生活部長及び沿岸の首長による構成となっております。本町もそのメンバーとなっておりますが、現在までにこの会議そのものについては担当レベルのワーキンググループでの会議や、これらのスマートシティの先進地であります愛知県豊田市のスマートシティ視

察なども行っておるところでございます。

その会議の内容は、太陽光や風力発電などの再生可能エネルギーに係る情報をお互いに共有しながら、そして環境配慮型の災害に強いまちづくりと、やはり自然エネルギーの活用策を探っていくことで進んでおり、年内にはみやぎ方式のスマートシティについて、方針や取り組みなどが定まるということになっております。

本町といたしましては、先ほど来申し上げております再生可能エネルギーの導入に向けた強化プロジェクトの検討については今のところございませんが、今申し上げましたとおり、みやぎスマートシティ連絡会議等で専門家、さらには他市町村、県などからのアドバイスなどをいただきながら協議を進め、再生可能エネルギーの活用方法等について模索してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 亶理町は、自然豊かなこの亶理の地にも未利用の再生可能エネルギーがまだいろいろと眠っていると私は思っております。震災からの生活再建、仕事の再生を考えたときに、地域のエネルギーを基礎に農業とか食、ケアなどにも地域内で循環できるような地域主体の復興が求められているのではないかと思っております。そういうことから、今後も大いに推進を図っていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、第2問、災害公営住宅の住居環境整備についてでございます。

まず、第1点の震災から2年目の夏も終わろうとしております。仮設住宅では、震災ストレスや暑さなどさまざまな原因から身体機能や活力が低下しております。また、要介護者もふえております。ある高齢者の方で元気うちに早く移転できないかと心配の声も聞かれます。そういうことから集団移転の6カ所のタイムスケジュールを示し、不安を払拭すべきと考えますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町では、やはり被災している方の生活再建が最も大事だと思っておるところでございます。そういう中で、災害危険区域内に居住されている住民の方々を安全な地域に集団移転等をしていただくため、防災集団移転促進事業や災害公営住宅への入居などについて、御案内のとおり最終的な意向表明を8月24日までに提出をいただいております。その結果に基づいた集団移転先における住宅団地を整備

することにいたしておるところでございます。

住宅団地の整備に係るスケジュールといたしましては、ただいまお話しのとおり6団地の規模など条件が必ずしも同様ではなく、事業進捗により早くなる場所、遅くなるという差が生ずることはあるかと思いますが、最終的には平成26年1月以降に住宅団地内に移転者の住宅が建築できる環境を整えるため、今後は移転先団地ごとに移転希望者の方にお集まりをいただき、団地整備に向けた具体的な話し合いを進めていくことといたしております。

そういう中で、やはり被災された方々も最終的な意向表明書を提出されておりますけれども、最終的な内容ということで私は理解しておりますけれども、さらに変わる可能性も出るのではなかろうかと。集合住宅あるいは戸建て、あるいは団地もこちらにしたいというような形も出ようかと思っておりますけれども、できるだけやはり、生活再建が最も大事でございますので、これらについては被災された方々のご理解、ご協力をぜひお願いいたしたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 8月24日、最終意向確認表明ということでございます。最終的に26年の1月以降に全員入居という考えを持っておられるわけでございますけれども、9月3日、全協がございました。そのとき、意向調査が74.8%ということでの説明がございましたが、今現在そこから変化等々があるのかどうか、今の時点でわかっている範囲でありましたらお願いしたいということと、もう一つ、災害危険区域内の被災者向け50戸について、新聞等々にこの前載ったわけでございますけれども、この50戸をどこに整備する予定なのかお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 8月24日までに意向を表明ということで最終の確認をさせていただいていたということです。その概要につきましては、9月3日の全員協議会の中でお示したところでございます。その時点では74.8%という形での提出率でございましたが、その後未提出の方にいろいろ働きをかけながら現在のところ80を超えている数字になっております。まだちょっと細かく積み上げてはございませんので、また近いうちにその辺は細かく積み上げた数字として議会のほうにもご報告をしたいと考えております。

なお、確かに74.8%から約80を超えるような形になっておりまして、それぞれ各

団地への希望というものも上がってきている状況でございます。そういった中で、先ほどもう1点ありました災害公営住宅50戸分というのは戸建て形式の建物でございますが、以前9月3日の段階でご報告をさせていただいておりました戸建て形式のご希望の場所というのは、荒浜の集団移転先、荒浜中野団地、それから亙理地区のほうに予定している亙理団地、それから吉田小学校の西側にあります吉田南河原団地、そして浜吉田駅の西に移転先として考えております吉田大谷地団地のほうにご希望がございます。残り2つについては今のところまだご希望がないということで、希望に沿った形でその地域に必要な戸数を建設していきたいと考えているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） それでは、2点目に移ります

集団移転意向調査、説明があったわけでございますけれども、生まれ育った土地の近くに住みたいという声も高まっているということを感じております。安住の地として周辺環境整備で安らぎの創設と、地域コミュニティーを保った支え合う計画が必要ではと考えております。ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これが最も大事だと思っております。やはり、この地域コミュニティーについては、荒浜地区、吉田の大畑、吉田の南北ということで、集団移転先に決まった場合については、やはり最も大事なのは地域コミュニティーかなと思っております。そういう中で、やはり被災された方々が一日も早くもどのような生活に戻っていただくために、各種の復興事業に取り組んでおります。

災害危険区域内にお住まいだった方には国の防災集団移転促進事業並びに災害公営住宅整備事業を活用した生活再建を進めておるということでございます。そのような中であって、集団移転に伴いまして移転先の住宅団地には荒浜地区あるいは先ほど申し上げた大畑浜地区及び吉田浜地区の異なる、すなわち今までのなりわいあるいはにぎわいとかいろいろな地域コミュニティーそのものの異なった地域の方々が入るといことになろうかと思っております。そういうことから、やはり恒久的な生活の場となるまちづくりを行っていくこととなるわけでございます。また、移転先の土地条件などから、周辺地域、新たに行きます荒浜から亙理へ、大畑浜から亙理へ、あるいは内陸部のほうに来るといことから、やはり移転される、今までの住居を

構えている方々とのコミュニティーも最も大事ではなかろうかと思っております。

そういうことから、今後この団地そのものの造成に当たりましては、やはり既存の集落等のかかわりについても配慮しなければならないと思っておるところでございます。

そのためには、移転先団地の整備に当たりましては、移転者自身が団地整備計画に主体的にかかわるとの意識を持つようにすることが最も重要であると考えており、今後は最終的な意向表明の結果に基づき、団地ごとに移転者にお集まりをいただき、移転者皆様の意向を丁寧に酌み上げながら計画を作成し、事業化につなげていくこととしております。その中で、団地内での地域コミュニティーのあり方や周辺住民とのかかわりなどさまざまな問題をどのようにしていくべきか、やはり移転される方々、そして町との調整を加えながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 私も一番大切なのは地域コミュニティーだと思っております。

河北新報社の社説でございますけれども、集団移転計画、新しい生活の環境整備ということで掲載されております。一部ちょっと朗読させていただきたいと思えます。「学校や医療施設、商業施設など生活インフラの方向性が明らかになれば、住民の将来の不安は軽くなる。集団移転は新しいまちづくりであり、行政は可能な限り早く地域の青写真を示すべきだ。市街地の拡散や集落の高齢化といった懸念に対し、地域バス運行や交流施設の充実といった側面の支援で具体的に伝えていきたい。新しい暮らしが見えることが住民不安を打ち消していく」という内容でございます。まさに、私もそのとおりであり、集団移転は新しいまちづくりでありますので、行政は可能な限り早く地域の青写真を示すべきと私も考えるわけでございますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） その河北新報の社説、私も読ませていただきました。そのとおりだと思っております。その集団移転の場合の団地のつくり方そのものについても、今までの既存の集落との隔離、余り奇抜な団地にしないで、やはりそれなりの横並びとつか、いろいろな団地の方法が最もいいのかなと思っております。しかし、やはり考え方がおのおの、例えば荒浜から行く人、先ほど言った吉田大畑浜から行く人

の考え方もいろいろあろうかと思えます。それらの集団移転される方々の意向を十分配慮しながら進めますけれども、最終的にはなかなか難しいのかなと思っていません。その際には町のリーダーシップをとりながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 消費税法案、引き上げ可決されました。そういう影響もありまして、近年、被災地自主再建に向けて土盛り工事とか緊急工事も4月ごろから見え始めるようになりました。しかし、先日ある国会議員の国政報告会がありました。このとき、こんなことを話されております。今、国会では外交安全保障の問題、首都直下型、南海トラフ巨大地震対策の問題、消費税と社会保障一体改革の問題で衆議院解散総選挙のことばかりである。我が郷土の東日本大震災復旧・復興が置き去りにしていると話されておりました。復興元年、国ではこれまで19兆円予算投入をしておりますが、復興・復旧がまさに歩み出した中で今後の復興予算が亶理町復興計画に十分に確保されるかが薄らいできていると私は感じとりました。そういうことから先手必勝、一日でも早い復興事業の取り組みが必要かと思えますが、町長、いかがでしょう。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、この消費税の増税法案が追加し、それらの内容については2014年には8%、それ以降については10%、そして今お話しのとおり家屋の建設等をした場合の消費税もかかるわけでございますけれども、これらについては先日、安住財務大臣が特別的な措置も考えるような発言があったわけでございます。これらについてもやはり県を通して国に対しまして特例としてこの被災された家屋の建築について、できるだけこの消費税の上積みについては猶予していただきたいと思っておるところでございます。

そういうことと、今、国のほうの政局絡みの内容でございますけれども、国の平成24年度の予算は通過いたしましたけれども、これの財源となる特例公債、すなわち赤字国債がまだ通過していないと。きのうも若干触れましたけれども、90兆円の予算の中の3分の1の30兆円の手当てがなされていないということで、これらについても全国の市町村については特別交付税交付がないことによって、その市町村によって財政運営が難しくなると思っております。本来ですと、9月4日交付されま

す地方交付税についてはいつ交付されるかわからないということでございますけれども、この工事そのものについて、発注した工業者に支払いをおくれることなく町としては通常どおりの支払いをしてまいりたいと思っております。国のほうでは早く特例公債、すなわち赤字国債法案を早急に国会で通過していただきまして、各全国市町村のこの厳しい財政運営を緩和していただきたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 最後になりますけれども、復興住宅は仮設と異なり長期的なまちづくりをセットで考えるべきであり、住民希望を丁寧に酌み取って十分精査し、亶理町が個性を発揮する夢のあるプロジェクトとして提案されることを皆さんが望んでいるのではないかと思います。

以上、申し述べさせていただきます、私の一般質問を終了いたします。

議長（安細隆之君） これをもって佐藤正司議員の質問を終結いたします。

次に、15番。島田金一議員、登壇。

〔15番 島田金一君 登壇〕

15番（島田金一君） 15番、島田金一です。

2問の質問をいたします。

まず、1問目。被災した水産・農業者の中で独自に再建する人たちに対する支援はあるのか伺います。水産業において共同利用漁船等、復旧対策事業を利用できなかった業者、復興いちご団地事業に参加せず、単独で農業再建を行う業者に対し、町単独で補助の考えはあるのかお聞きします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 島田議員にお答えいたします。

まずは、漁船、漁具、漁網あるいはノリ養殖施設等の復旧整備については、宮城県南部施設保有漁業協同組合において国の補助事業制度を利用しながら復旧・復興に努めておるところでございます。また、これらの事業に対して町のかさ上げ補助の実施も考えておるところでございます。

次に、被災地でのイチゴ生産の経営再開を目指す農家に対しましても、復興を目指す3戸以上の農業者が共同利用や共同購入を前提に平成23年度同様に東日本大震災農業生産対策交付金事業を活用しながら、すなわちパイプハウスや資機材の導入

を進めておるところでございます。

また、東日本大震災農業生産対策交付金事業を推進する上で、23年度事業や24年度の事業におきましても同様のかさ上げ補助を考えておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 過日、共同利用小型漁船建設事業の中で、1そうが竣工しまして、お披露目がございました。今後、この漁船建造件数がほかにあるのかちょっとお答えをお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって荒浜漁港におきまして、先日、幸邦丸ということで進水式並びにこれから10月をめどに魚とりに入るということでございます。さらに、新造するかどうかその後については、担当課長のほうから答弁をさせます。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今の質問にお答えします。

今後、新造船については6隻ほど計画があるということをお聞きのほうからお聞きしております。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 6隻ほどの計画があるということですが、ぜひ早く対応して、またにぎわいの港づくりに活躍してもらいたいのですが、あともう一つ、共同利用漁船等復旧支援対策事業、これは今新造船ではなくて、これは5トン以上の漁船でございますが、中古船また定置網の取得、設置対象としてそれが補助対象になると。これも同じような補助対象ですが、それに対しての件数は幾らくらいになってきたのか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 先般、その事業に対して今被災した漁船の復旧に対して、わたり丸、1から4、そのほかの漁船、たしか皆合わせて7隻です。あと漁網の関係につきまして、6月の議会で補正しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） それが主体事業者として、漁協となっております。そうすると個人ではなくて、やっぱり共同利用ですから漁協に対しての補助という形で捉えて構い

せんか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 実際、ここでやろうとした場合、共同利用の関係でやっております宮城県南部施設保有漁業協同組合というところで一括してそういうものをやっております。ですから、その補助金については漁協にやるのか、南部のほうにやるのか、その辺今後協議してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） もう一つは、5トン以上ではなくて小さい船、5トン未満の船で、これも共同利用漁船等復旧支援事業というものがございます。その中に、共同漁船建造事業等、共同漁船等復旧支援対策事業、これは被災した5トン以下の漁船の所有者が共同利用する漁船の建造、これは船体、機関、設備となっておりますが、それを利用する人たちもいるんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今、5トン以下という形で見ますと、漁協からの報告では、今のところないという形になっています。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 5トン以下というと、皆個人の営業で刺し網とか貝をとる漁業、貝けた漁業が主な仕事となっております。そういう人たちに対してもこの実施期間が、私の調べたところによると、23年度から平成26年度まで利用できるとなっております。これの一ついいところは負担区分が、県が9分の7、うち国負担区分が9分の3、市町村が9分の1、事業主体、南部漁船漁協か地元の漁協になるかちょっとわかりませんが9分の1、大体11%の補助で中古漁船とか定置網の取得、設置まで補助が出るということが記入されております。その点の利用の啓蒙とか協議というのはなされておりますか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 確かに、5トン以下の関係はうちのほうでノリ関係で今、建設中でありまして、9月下旬に完成すると。あの中に5トン以下のノリをとるための船の関係もその事業で今やっている最中でございます。

また、先ほど言ったように26年度までその事業がありますので、宮城県保有漁業協同組合を通じながらやっていくという形で漁協のほうからも計画が上がってきて

いますので、その形で漁業の復興について推進していきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 続きまして、復旧に向けた農業のほうを質問いたします。

今、町長がおっしゃったようにいろいろ補助事業が出ていますが、今のいちご団地、大型ハウスに参加できなくて、単独で自分が農業を復興したいという場合は50%補助の対象になっている事業がございます。それらの補助と機械はリースという形になっておりますが、そこら辺の要望とか申請の計画はございませんか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 9月の今回、あしたの予算の関係でご提示差し上げますけれども、東日本大震災復興交付金、農業生産対策交付金ですが、この中でこれもあくまでも共同という形で、今回、イチゴと水稻、野菜関係の施設の復旧関係であしたの予算を計上しております。農協が取りまとめてこれを一括してやるという形になっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） やっぱり2分の1ですから農協が主体、農業法人、農業公社、農家5戸以上、知事の特認があれば3戸という農業者の組織をする団体等という条件がついていますが、そうすると農協を通さなくても自分たちが3人または5人集めれば、その事業を使えるという形になってはいますが、そこら辺の啓蒙とか普及はなされてはいますか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） あしたもその辺答えるようになると思いますけれども、今回農協を通じた関係と農業法人関係と集団組合のほうに、そういう補助金を使いながら施設の復旧に努めていきたいと。また、この事業につきましては、農協を通じて各農家にそういうものがある旨を今後啓蒙していきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） では、次に入ります。

次に2番目、阿武隈川河口部荒浜地区河川災害復旧事業における背後地問題について質問いたします。

事業は、一部地域を除いて幅ぐいの確認が終わり、五丁目、四丁目においては買

収予定の面積、買い取り価格が個別面談で説明がなされていました。また、情報によりますと、本日11日、三丁目地区は同じように説明をきょう受けているという話も聞かれております。住宅再建を促進するために町並みを整える必要があると考えます。現在は買収方式で進んでおりますが、背後地に関しては町の考えが私は重要になると思いますが、阿武隈川沿いのまちづくりについて、前回質問のとき、検討中という町長からの話がございましたので、それからどういう形になっているのかお聞きしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まず、阿武隈川河口部荒浜地区河川災害復旧事業につきましては、ご案内のとおり亙理町震災復興計画における津波防災対策の第1次防潮施設として、荒浜地区での現地復興に向けた地域住民の安全確保のための重要な施設であるということ、皆さんもご案内のとおりだと思っております。

その復旧工事につきましては、荒浜地区に戻って再建を希望されている方などは、やはり安全・安心なまちづくりの根幹となる施設であるとの考えから、早期に整備を望まれておるところでございます。また、事業範囲内でも比較的被害が少ない地域では、早期の生活再建を希望されている方々も多々あるということでございます。

一方、阿武隈川堤防沿いは荒浜地区を築き上げた歴史的な地域でもあります。仮に今回の事業によりまして買収が進み事業背後地の土地が活用されなくなれば、当該地域の活力が失われることとなると思っております。

そのため、町といたしましては、荒浜地区全体の復興をスピーディーに取り組むことを前提として、事業範囲となる阿武隈川堤防沿いのまちづくりにつきましても、地権者の方々などのご意向を踏まえながら、効果的な土地活用等に向けて支援を行ってまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 荒浜地区の堤防、7.2メートルというのは町長も一体化にしてくれということで湾岸南のほうは取り入れられたという話を聞いております。地域の安全・安心を確保するための堤防工事でございます。切り取り買収されて移転地も背後地に住むことができなくなっております。なぜかという、一丁目から四丁目までやっぱり皆さん町並みを見てご存じのとおり、ウナギの寝床みたいに北と南に細長く町屋づくりになっております。それで、背後地が残ったものを個人的に売買等

は非常に困難だと思われております。そこで、土地整理事業で町並みを整えることが、時間がたつにつれて転出者が多くなっている地域が形成されておきまして、難しくなっております。今、少数ではございますが、背後地の活用について、今、町長が住民の考えが大事だということもありまして、勉強会が開催されておる地区も出ております。当該地区に何人住むかではなくて、住めるようにするのが町の責務だと考えますが、いかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今、島田議員から言われたとおりもっともだと思っております。そういう中で、やはり四丁目、三丁目についてはくい打ちとかは終わっておりますけれども、一部まだくい打ち、あるいはそれらの土俵に上がらない方もおろうということで、先日も国土交通省の河川部長等とも打ち合わせをし、早くこの土地のくい打ち、買収交渉に入りたいということ。そしてその後に背後地の土地利用そのものについても、やはり個々に考え方が違うようであります。今回はここから移転して背後地については提供してもいいという方、さらにはこれらの隣の土地を買って再建したい方、いろいろさまざまなようでございます。まずもって、全体的なくい打ち、そして用地交渉、そして家屋の移転補償等々について早くしたいと思っております。これらについても、ただ単に国土交通省だけでなく、ご案内のとおり荒浜港今泉線が県道を走っております。それらの三者、そして町が入りましてこれらの調整を重ねながら、できるだけ早く荒浜のなりわい、にぎわいを戻したいと考えておりますので、やはり所有者の方々の合意形成が最も大事ではなからうかと思っております。特に荒浜の四丁目におります島田さんのご支援、ご協力をぜひお願いしたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） なかなか質問しにくくなりますけれども。やっぱり新しい県道今泉線、これは将来、観光地の外周道路になる導入口だと思っております。それが、虫食い状態でまちづくりになっていると観光地としても美観としてもよくないと思われれます。事業主体の国土交通省、町長が今おっしゃいましたが、県、町と十分協議して、面的事業が土地改良事業だけではなくて、一番合っている事業を選択して、そういうことができるよう働きかけるべきだと考えますが、町長のお考えを。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） やはり被災された方々の思いをはっきり吸い上げながら、そしてまちづくりを推進してまいりたい。そのためには個々の意見だけではなく、被災された方々の地域地域ごとの合意形成が最も大事ではなかろうか。そしてまた、現在地に戻る方と移転する方々との調整、合意形成も必要ではなかろうかと思えます。これについては、やはり荒浜のなりわい、にぎわいをさらに進めなければならないと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） やっぱりあと都市計画等そういうふうに、今皆さん一生懸命、課長さんここに列席しておりますが、マンパワーが不足だと思えます。将来的にもしそういう背後地整理を実施するようになれば、都市再生機構または民間の協力が必要だと思えますが、町長の考えはいかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま島田議員からお話しの都市再生機構、これについては以前から要請活動も直接お邪魔したんですけれども、職員が少ないということでこれについてはなかなか難しいということで、現在、先日、任期付雇用ということで第1次試験が終わりまして面接も終わりまして、今週の金曜日に最終決定をして合格者を発表するというので、現時点での技術職も経験の豊富な一級建築士とかそういう方々も受験されておるわけでございます。そういう優秀な方々をぜひ採用してまちづくり、すなわち職員の増強を図りながらスピード感を持って当たりたいと思っておるところでございます。今週の金曜日は何日だ。14日に決定し、審査委員長が副町長でございます。しかしこの方々の住居をどうするのか。困っている方、遠い方では広島とかいろいろおるわけですので、住居の空き部屋などもいろいろ探しておるわけでございます。本来ですと、本人が探すわけでございますけれども、そういう任期付雇用ということで、町のほうでも住む場所、やはり町の役場に近いところが最もいいのかなということでいろいろ空いている部屋を調査、ただし仮設住宅にはちょっと無理だと言われております、職員そのものについての。そういうことからぜひ空き部屋とか一戸建て、あるいはアパート等を現在探しておるところでございますので、ぜひ議員の方々におかれましても、何人採用するかまだはっきりは決定しておりませんが、今、住宅の問題等々も考えております。そういうことから、任期採用をすることによって少しでも早く生活再建あるいは復興にはずみ

が出るものと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 一つ最後に確認になりますが、集団移転促進地域は阿武隈川河口、あそこの背後地は自主再建地域になるのですが、その辺に売ってもいいという人たちがいれば、その土地を移転促進地域から再建は可能なのか。その確認だけしたいのですが。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） ただいまの質問というのは、いわゆる災害危険区域内にお住まいだった方が、例えば今回の堤防沿いの土地を買いたいということの場合について可能かどうかということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）今回の災害危険区域内から安全な地域に移転していただくということで、一つ大きな事業としては集団移転事業をまず活用しながら進めております。

もう一つ、そういった集団移転に参加しないで個別に再建をご希望される方もございまして、そういった方々にはこれもまた国の事業の中でがけ地建設等危険住宅移転事業というのがございます。その中で移転の支援という助成金が出るわけですが、そういった方々がもしそういう地域をご希望されて再建をされるということであれば、多分そこは基本的には民民の契約になろうかと思えますけれども、そういう対応は可能だと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） ありがとうございます。以上で終わります。

議長（安細隆之君） これをもって島田金一議員の質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時17分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 高 野 孝 一

署 名 議 員 熊 田 芳 子